○香南香美老人ホーム組合立指定介護老人福祉施設特別養護老人ホーム三宝荘等並び に養護老人ホーム白寿荘及び指定介護老人福祉施設特別養護老人ホーム白寿荘等の 設置及び管理に関する条例施行規則

平成17年3月30日規則第1号

改正 平成 18 年 2 月 24 日 規則第 1 号 平成 19 年 3 月 30 日 規則第 3 号 平成 30 年 10 月 29 日 規則第 4 号

香美郡老人ホーム組合立三宝荘及び白寿荘の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和43年規則第3号)の全部を改正する。

(設置)

第1条 この規則は、香南香美老人ホーム組合立指定介護老人福祉施設特別養護老人ホーム三宝荘等並びに養護老人ホーム白寿荘及び指定介護老人福祉施設特別養護老人ホーム白寿荘等の設置及び管理に関する条例(昭和42年条例第8号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規則において施設長とは、この規則に定める事項について地方自治法(昭和22年法律第67号)第153条第1項の規定による組合長の委任を受けた施設長とする。

(入所)

- 第3条 特別養護老人ホーム及び養護老人ホーム(以下「特別養護老人ホーム等」という。) に入所することのできる者は、次のとおりとする。
 - (1) 介護保険法(平成9年法律第123号)<u>第27条</u>の規定による要介護認定を受けた被保険者
 - (2) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)<u>第11条第1項</u>の規定により市町村から入所依頼があった者

(入所の制限)

- 第4条 施設長は、次の各号の一に該当するときは、入所を拒むことができる。
 - (1) 施設の定員能力から入所の余力がない場合
 - (2) 感染性疾患を有し、他の入所者に感染させる恐れがある場合
 - (3) その他正当な理由があると認められる場合

(入所の手続き)

第5条 施設長は、第3条第1号の場合にあっては、入所しようとする本人又はその家族(以下「契約者」という。)の入所申込により、契約者と契約を締結するものとす

る。

- 2 施設長は、<u>第3条第2号</u>の場合にあっては、当該市町村の入所依頼書により施設長が入所を決定し、<u>様式第1号</u>の入所受諾書を依頼のあった市町村に提出するものとする。
- 3 施設長は、<u>第4条第1項第1号から第3号</u>に該当し、入所を拒むときは<u>第3条第2</u>号の場合にあっては、<u>様式第2号</u>の入所不承諾書を依頼のあった市町村に提出するものとする。

(介護サービス費等の受領)

第6条 特別養護老人ホームにおいては、介護保険法<u>第41条第4項第2号、第48条</u> 第2項及び<u>第53条第2項第2号</u>の規定による介護サービス費等を受領する。

(食費の受領)

第7条 条例<u>第4条第3項</u>に規定する介護サービス費等の内、食費については、材料費等を勘案し算出した適切な金額を契約者との入所契約において説明し受領する。 (受給資格の確認)

第8条 施設長は、指定介護福祉施設サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する介護保険被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認しなければならない。

(措置の変更)

第9条 施設長は、<u>第3条第2号</u>の入所者について、措置の変更、停止又は廃止を必要とする事由が生じたと認めるときは、速やかに被措置者状況変更届(当該市町村の様式による。)により当該市町村に届け出なければならない。

(退所)

- 第10条 施設長は、入所者が次の各号の一に該当するときは、契約者又は市町村長と協議のうえ退所させることができる。
 - (1) <u>第3条第1号</u>の入所者が同号に規定する認定基準に適合しなくなったとき又は 認定を取り消されたとき。
 - (2) 入院その他の事由により、特別養護老人ホーム等以外の場所で生活する期間が 高知県特別養護老人ホーム入退所にかかる指針(平成25年高知県社会福祉協議 会指針)に定める期間を超えるとき。
 - (3) 施設内の秩序をみだす等、不都合な行為があり、かつ、改められないとき。
 - (4) 退所を申し出たとき。
 - (5) その他退所させる正当な理由があると認められたとき。

(損害賠償)

第11条 施設長は、入所者が故意又は重大な過失により特別養護老人ホーム等の施設 又は物品を損傷したときは、これによって生じた損害をその者の弁償能力に応じて賠 償させることができる。

(入所者の死亡等)

- 第12条 施設長は、入所者が死亡したときは、病名、死因及び死亡日時を、速やかに 近親者その他必要と認められる者に通知して、遺体を引き取らせるとともに、その者 の入所を依頼した市町村長に通知しなければならない。
- 2 老人福祉法<u>第11条第2項</u>の規定により葬祭(葬祭のために必要な処理を含む。以下同じ。)の委託の依頼を受けた施設長は、直ちに葬祭委託の可否について、葬祭受諾(不承諾)書(当該市町村の様式による。)により回答しなければならない。
- 3 施設長は、<u>前項</u>の規定により葬祭を受諾したときは、必要な処理について市町村長 と協議のうえ、葬祭を執行しなければならない。
- 4 死亡した<u>第3条第2号</u>の入所者の遺留金品の処分については、市町村長からの遺留金品指示書(当該市町村の様式による。)に基づいて処分しなければならない。 (雑則)
- 第13条 この規則の施行に関し必要な事項は、組合長が別に定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年2月24日規則第1号)

この規則は、平成18年3月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日規則第3号)

この規則は、平成19年4月1日から適用する。

附 則(平成30年10月29日規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

	., , ,	* 17.11										
									香老組 平成		月	号日
			殿									
								養護	養老人ホー	ム		
								施設	長			E
					入月	听 受 詞	若 書					
	平成 ハたしる		日付入所任	衣頼	のあ	っりまし	た者	が、下記	己のとおり	入所する	ること	を受
四日	7 · 1 · 0 à	→ 9 °										
						記						
	氏	名			男	明治 大正	年	月	В	満	才	
	,	Ti di			女	昭和	<u>'</u>			11: 3		
	住	所										
	入所	f 日	平成	年		月	日	午 後	時			
	摘	要										

		殿					香老組平成		月	号日
						養護者施設長		Д		
平成す。	年	月 日付入		不受		、下記理	里由により	り不受詞	若といた	Ξl
				記						-
氏	名		男女	明治 大正 昭和	年	月	日	満	才	
住	所									
理	曲									